

自動車臨時運行許可（仮ナンバー）の申請について

自動車臨時運行許可とは

自動車が道路を走行するには、「法で定める保安基準に適合している」「登録を受けている」「自動車検査証を備えている」などの運行要件を全て満たしている必要がありますので、この要件を満たしていない場合、自動車は道路を運行することは出来ません。

すなわち、**検査に合格しないような自動車の許可申請は認められないこととなります。**

ただし、道路を運行するやむを得ない事由（自動車の製造、販売等流通過程及び検査・登録など）がある場合に限り、**必要最小限の運行（期間）**について行政庁の許可を受けて特例的に運行できるようにする制度です。

1 臨時運行許可の対象

(1) 対象となる自動車

- 普通自動車
- 小型自動車（排気量 250cc を超えるオートバイを含む）
- 軽自動車
- 大型特殊自動車

(2) 対象となる運行目的

新規登録のための回送	新車又は中古車の未登録自動車を新規登録申請するために運輸支局等へ回送を行う場合
新規検査のための回送	未登録自動車を新規検査の申請をするために運輸支局等への回送を行う場合
継続検査のための回送	自動車検査証の有効期限の満了した登録自動車の継続検査を受けるために運輸支局等への回送を行う場合
予備検査のための回送	未登録自動車を使用者が定まらないうちに受ける予備検査を申請するために運輸支局等へ回送を行う場合
販売のための回送	自動車の製作又は販売を業とする者が、販売、引渡し、又は引き取り等のため回送を行う場合 ※試乗又は見せるために回送をする場合は許可の対象となりません。 （また、販売する相手方の所在地、名称、連絡先等の記載が必要です。）
車両整備のための回送	自動車を車検整備、修理するために整備工場へ回送する場合 ※車両整備後に車検を受ける予定がない場合は、許可の対象となりません。（また、車両整備をする場所の所在地、名称、連絡先の記載が必要です。）
ナンバー再交付手続き等のための回送	自動車登録番号標を盗難、紛失又はき損した場合に、再交付又は番号変更手続きのために運輸支局等に回送を行う場合（盗難、紛失等の場合、警察への盗難、遺失届等がなければ申請の受付はできません。）

※ ① **一目的一許可が原則です。**

② 本制度の趣旨から、同一自動車について同一目的で2回以上の申請は原則として出来ません。（やむを得ない理由がある場合は事前にご連絡ください）

2 申請方法

(1) 申請受付日・時間

原則として、自動車を運行する当日（運行日が土・日・祝日などで閉庁日の場合は、その直前の開庁日）なお、翌日早朝から運行する必要がある場合は前日でも受付できます。ただし、その場合の許可期間は翌日からとなります。

※月曜日早朝から運行する必要があるため、金曜日に申請があった場合は、月曜日から許可期間となります。

時間 : 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
8時30分から17時15分まで

(2) 申請窓口（返却窓口）

- ・市民課（塩尻市市役所1階）、広丘支所、桧川支所
- ・休日の返却窓口：市役所地下1階 警備員室

(3) 許可する有効（運行）期間

（5日間以内）

- ・原則1日です。実際に走行する日数であり、保管期間や予備日は含みません。
（一目的一許可が原則です。）

※1 複数日を認める場合（内容により県外への運行が必要な場合に限る）

※2 申請内容を審査するために、具体的な運行の経路や目的（日時、場所、連絡先等）を聞き取りします。

(4) 申請に必要な書類

- ・車体番号が確認できる公的書類（写しでも可）（車検証・限定自動車検査証・抹消登録証・自動車検査証返納証明書・譲渡証明証など）

※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項をお持ちいただくか、車検証閲覧アプリの画面を窓口で提示してください。

- ・自賠責保険（自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書）
保険期間が臨時運行期間中有効なもの。また、必ず原本をお持ちください。
（保険期間の最終日は期間最終日の正午までとなっているため、臨時運行の最終日と重なる場合には、その日を臨時運行期間に含めることはできません。）
- ・申請者の本人確認書類（申請が個人の場合）免許証等（顔写真付きの身分証明書）

※ 返却時に添付を求められることがある書類

- ① 車検を受けたことが確認できる書類の写し
- ② 整備の内容が確認できる書類の写し

（この書類が提出できない場合、臨時運行の許可をしない場合があります）

運行許可を受けた者の厳守事項

申請者は、許可を受けたときは次の義務事項を守り、安全で秩序ある臨時運行を行うよう心がけてください。

- 1 臨時運行許可を受けた自動車以外に、当該許可番号標を使用しないでください。
- 2 許可を受けた目的以外で使用しないこと。また運行経路についても経路以外の場所に許可対象の自動車がある場合には、警察の取締りの対象となります。
- 3 自賠責（共済）証明書を携帯すること。
- 4 臨時運行許可証は、臨時運行の許可を受けた自動車の運行中、ダッシュボードの上など前面の見やすい位置に表示すること。
- 5 臨時運行許可番号標は、臨時運行の許可を受けた自動車の前面及び後面の見やすい位置にボルト、針金、ワイヤーなどで脱落しないように確実に取り付け、表示すること。（ただし、二輪車、三輪車、被けん引自動車及び国土交通大臣の指定する大型自動車にあっては、前面の番号標を省略できるので、後面1枚のみでよい。）
- 6 運行中、自動車を離れる場合は、番号標等の盗難のおそれのないよう留意すること。
- 7 番号標等を取り外した場合は、常に手元に保管し、紛失防止に努めるとともに、許可の有効期間の満了後は速やかに（許可期間終了日から5日以内）返納すること。（返納が遅れた場合は、始末書の提出が必要です。）
- 8 許可書及び許可番号標を紛失した場合は、直ちに警察に遺失物届をし、許可した塩尻市役所市民課までご連絡ください。

「臨時運行許可番号標（仮ナンバー）」と「臨時運行許可書」の

「返却」についての注意事項

- 1 **許可有効期間終了日から5日以内に返却**してください。

《道路運送車両法第35条第6項》

- 2 **返却場所**は、塩尻市役所市民課、広丘支所、檜川支所の窓口で直接返却してください。

※広丘支所、檜川支所への返却につきましては、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）8時30分から17時15分までとなります。

休日の返却場所 ① 塩尻市役所の地下警備員室
② 郵送により（市役所市民課あて）

- 3 **紛失した場合**

次の手続きをしてください。 《塩尻市 自動車の臨時運行の許可に関する規則第8条1項》

- (1) 警察署に遺失物の届出をする。
(2) 塩尻市役所に紛失した旨の届出をするとともに、始末書を添付し紛失届を提出する。
★始末書及び紛失届には申請者（社）の印鑑が必要。
★臨時運行許可番号標（仮ナンバー）紛失の場合は、1枚あたり1,500円（1組で3,000円）を弁償として塩尻市に納入する。

- 4 **返却されない場合**

臨時運行許可番号標（仮ナンバー）の返納期間を経過しても再三の催促にもかかわらず返却されない場合は、許可番号を抹消し管轄の警察署に通知します。

- 5 **罰 則**

- ① 詐欺その他の不正な手段により許可を受けた場合は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金に処せられます。《道路運送車両法第107有効条》
② 許可証と仮ナンバーは、有効期限の満了した日の翌日から5日以内に返納すること。違反したものは、6か月以下の懲役か又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。《道路運送車両法第35条第6項、同法第108条》

担 当	399-0786 塩尻市役所 市民地域部 市民課 暮らしの相談係 電話0263-52-0280 (内線1196、1198)
--------	--